

労働安全衛生ソウル宣言

(仮訳)

安全衛生サミットは

国際労働事務局、国際社会保障協会（ISSA）、韓国産業安全衛生公団（KOSHA）の共催する第18回世界労働安全衛生会議の際に、上級専門家、労使代表、社会保障分野の代表、政策関係者、行政官の出席を得て、2008年6月29日に韓国・ソウル市で会合し、

ILOの推計によれば世界全体で年230万人の死亡者と世界全体の国内総生産（GDP）の4%に相当する経済損失につながる業務関連の事故及び疾病の深刻な結果を認識し、

労働安全衛生の向上は労働条件、生産性、経済・社会開発にプラスの影響を与えることを認識し、

安全かつ健康的な作業環境を享受する権利は基本的人権として認識されるべきであり、すべての働く人々に安全と健康を確保するためにグローバル化は予防措置と手を携えて進む必要があることを想起し、

労働安全衛生に関する国際労働機関（ILO）の文書の重要性並びにこれらの文書の実行におけるISSAの大いなる役割及びその加盟組織の貢献を認識し、

労働安全衛生の促進並びに業務上の事故及び疾病の予防は、ILOの創設以来の使命及び「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）をすべての人へ」というディーセント・ワーク課題の中核的な要素であることを想起し、

職業上のリスクの予防と労働者の健康の促進はISSAの使命及びその「ダイナミックな社会保障の概念的枠組み」の本質的な部分を構成することを想起し、

予防及び予防措置の促進に関する教育、訓練、協議並びに情報及び好実践事例の交換の重要性を認識し、

予防の促進並びに治療、支援、リハビリテーションの諸業務の提供における政府と社会的パートナー、安全衛生専門団体、社会保障機関の果たす重要な役割を認識し、

国際機関・組織間の協力の重要性を認識し、

労働安全衛生の向上に向けた国内外の努力を通じて達成された進歩を歓迎し、

以下を宣言する。

1. 高い水準の労働安全衛生の推進は社会全体の責任であり、労働安全衛生が国の政策課題の優先事項となるよう確保し、国の予防的安全衛生文化を構築し維持することによって、社会のすべての構成員がこの目標の達成に寄与すべきこと。
2. 国の予防的安全衛生文化とは、安全かつ健康的な作業環境についての権利がすべての段階において尊重され、一定の権利、責任及び義務に関する制度を通じて政府、使用者及び労働者が安全かつ健康的な作業環境の確保に積極的に参加し、並びに予防の原則が最優先される文化をいうこと。
3. 1981年の職業上の安全及び健康に関する条約（第155号）第2部の原則を考慮に入れた国の政策の策定を含む、労働安全衛生におけるマネジメント・システム・アプローチによって労働安全衛生の継続的な向上を促進すべきこと。
4. 政府は以下を行うべきこと。
 - ・ 国の労働安全衛生事情を体系的な形で改善していく手段として、まず優先的にILOの2006年の職業上の安全及び健康促進枠組条約（第187号）を、そしてそれ以外の労働安全衛生に関するILO諸条約の批准を検討し、これらの規定の実行を確保すること。
 - ・ 国の予防的安全衛生文化が形成され、高められるよう継続的な行動を確保すること。
 - ・ 強力かつ実効性ある労働監督制度を含む、安全衛生基準執行のための十分かつ適切な仕組みを通じて、労働者の職業上の安全と健康が保護されるよう確保すること。
5. 使用者は以下を確保すべきこと。
 - ・ 職場における高い安全衛生基準と良好な事業成績は手を携えて進むものであるため、予防を企業活動の一体的な部分とすること。
 - ・ 職場の安全衛生向上に向けて、実効性のある形で労働安全衛生マネジメントシステムを確立すること。
 - ・ 職場における労働者の安全と健康に係わるあらゆる方策について、労働者及び労働者代表と協議し、これらの者に訓練を提供し、情報を伝え、関与させること。
6. 安全かつ健康的な作業環境を享受する労働者の権利を確認するものとして、労働者は安全及び健康に関する事項について協議を受け、以下を行うべきこと。
 - ・ 個人保護具の利用に関するものを含み、安全及び健康に係わる指示及び手順に従うこと。
 - ・ 安全衛生研修や啓発活動に参加すること。
 - ・ 職場における自分たちの安全と健康に係わる措置において使用者に協力すること。
7. 世界労働安全衛生会議は、安全で健康的かつ生産的な職場の達成における知識と経験を共有する理想的な討議の場であること。
8. 2011年に開かれる第19回世界労働安全衛生会議の際に、職場における安全と健康の達成に関してなされた進歩を点検すべきこと。
9. 本サミット参加者は、労働安全衛生を国の政策課題の上位に位置させ、予防的安全衛生文化を率先して促進していくことを約束すること。

署名者

パレスチナ自治政府
労働大臣 Samir Abdallah Ali

労働安全衛生総合研究所（日本）
理事長 荒記 俊一

全米安全評議会
副会長 Leo Carey

ヴェオリア・ウォーター（フランス）
最高経営責任者 Antoine Frerot

G S カルテックス社（韓国）
副社長 Hyun Jong Hong

韓国経営者総協会
副会長兼最高執行責任者 Young Vae Kim

韓国民主労働組合総連盟
会長 Suk-Haeng Lee

南アフリカ
労働大臣 Membathisi Mdladlana

全国社会保険基金（コートジボワール）
事務局長 Bernard N'Doumi

ホッホティーフ建設株式会社（ドイツ）
取締役会長 Gerhard Peters

マレーシア
人的資源大臣 Subramaniam Sathasivam


マレーシア社会保障機関
最高執行責任者 Chee Seng Soh

ラオス
労働・社会福祉大臣 Onechanh Thammavong

デュボン（米国）
グループ副会長 Mark Vergnano

ドイツ社会災害保険
会長 Hans-Joachim Wolff

国際労働事務局
社会的保護総局長 Assane Diop

 国際労働機関

イラク
労働・社会副大臣 Noori Al-Hilfi

モーリシャス
労働・労使関係・雇用大臣
Vasant Kumar Bunwaree

職業性リスク予防汎アフリカ協会
会長 Ahmadou Yeri Diop

国際労働組合総連合
副会長 Mody Guiro

韓国労働組合総連盟
会長 Seok Chun Jang

アコー株式会社（フランス）
副会長 Cathy Kopp

サムスン（韓国）
副会長 Sang Bai Lee

労働安全研究所（イタリア）
会長 Antonio Moccaldi

国際労働監督協会
会長 Michele Patterson

I L O 理事会三者構成代表団
政府側代表 Sudha Pillai


フィンランド
社会・保健次官 Terttu Savolainen

I L O 理事会三者構成代表団
使用者側代表 鈴木 俊男

I L O 理事会三者構成代表団
労働者側代表 Cardinal Leroy Trotman

アメリカ保険業者安全試験所
会長兼最高執行責任者 Keith Williams

国際社会保障協会
会長 Corazon S. de la Paz - Bernardo

 国際社会保障協会

オマーン
労働力大臣 Juma Aljuma

国際人間工学会
会長 David Caple

トルコ
労働・社会保障副次官 Mustafa Konuk

災害保険制度全国委員会（フランス）
副会長 André Hoguet

ヒュンダイ（韓国）
副会長 Byung Moon Jung

韓国
労働大臣 Young Hee Lee

アラブ労働機構
事務局長 Ahmed Luqman

セネガル
公務員・労働・雇用・職能団体大臣
Innocence Ntap Ndiaye

国際使用者連盟
事務局長 Antonio Peñalosa

国際労働衛生委員会
会長 Jorma Rantanen


中央労働災害防止協会（日本）
理事長 澤田 陽太郎

欧州安全衛生機構
局長 Jukka Takala

アジア太平洋労働安全衛生機関
事務局長 Suppiah Veerasingam

欧州議会
議員 Glenis Willmott

韓国産業安全衛生公団
会長 Min-Ki Noh

 韓国産業安全衛生公団